

●香川県選挙管理委員会告示第36号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、丸亀市選挙管理委員会から平成21年3月2日に指定を行った旨及び施設の名称の訂正を行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

平成21年6月19日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
略	略	略	略	略	略
丸亀市	略	略	丸亀市	略	略
	<u>丸亀市綾歌総合文化会館</u>	略		<u>丸亀市綾歌総合文化センター</u>	略
	略	略		略	略
	丸亀市飯山北コミュニティセンター	略		丸亀市飯山北コミュニティセンター	略
	<u>丸亀市飯山総合学習センター研修室</u>	<u>丸亀市飯山町西坂元547番地1</u>		丸亀市飯山総合保健福祉センター会議研修室	略
	丸亀市飯山総合保健福祉センター会議研修室	略		略	略
略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略